

開催期日 令和7年6月16日

開催場所 中島村役場 2階会議室

中島村農業委員会議事録

中島村農業委員会

中島村農業委員会議事録

1. 会議開散会の日時及び場所

開 会 令和7年6月16日 午後1時30分
閉 会 令和7年6月16日 午後2時30分
場 所 中島村役場 2階会議室

2. 会議に提出した議案

議案第1号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する
処分について

議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する
～第3号 意見の決定について

3. 会議を組織する者及び委員の出欠状況

定員12名中・出席者11名・欠席者1名

4. 会議に参加した者

中島村農業委員会事務局長 野 木 重 徳

5. 会議書記

中島村農業委員会主任主事 松 本 美 和

6. 開 会

事務局長

事務局長をして、令和7年第6回の農業委員会総会を開催する旨を宣した。
会長（あいさつ）

皆さんこんにちは。大木農業委員は欠席という報告がありましたが、皆さん
大変お忙しい中総会に出席いただきありがとうございます。

ブロッコリー等の出荷関係も終盤を迎えている、終わったという方もおられ
るかと思いますが、昨日あたりからですね真夏日と言いますか気温が30度近
い日が今週いっぱい続きそうなので、熱中症には気を付けて農作業していただ
ければと思います。只今から総会に入りますがよろしく願いいたします。

事務局長

農業委員1名の欠席を報告し、中島村農業委員会会議規則第4条により、会
長が議長となり、議事録署名人の選出より議事の進行を行う旨を宣した。

議 長

議事録署名人の選出について、2番芳賀敏行農業委員、3番長田信夫農業委
員を指名した。

議 長

議案第1号について審議の前に、中島村農業委員会会議規則第10条の規定
により、4番小針一男農業委員の除斥を求めた。

—— 暫 時 休 議 ——

議 長

議事に入る旨を宣し、議案第1号農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する処分について上程し、事務局に説明を求めた。

事務局長

議案第1号農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する処分について議案書に従い朗読説明した。

議 長

議案第1号受付番号第2号について、確認担当委員に報告を求めた。

1 番水野谷貴志推進委員

議案第1号受付番号第2号につきまして、6月7日に設定人・●●●●さん、被設定人・●●●●さん、●●●●さんの申請代理の行政書士・●●●●さんに直接お会いして確認したところ、申請内容のとおり間違いございませんでした。また、現地についても同日に確認し、周辺の農地に影響は無いものと思われれます。以上、報告終わります。

議 長

引き続き農業委員からも報告を求めた。

事 務 局

本日大木農業委員が欠席のため、代理で報告させていただきます。

議案第1号受付番号第2号につきまして、只今水野谷推進員より報告があった内容については間違いございません。

また、水野谷推進委員と同様、現地についても6月7日に確認し、周辺の農地に影響は無いものと思われれます。以上、報告終わります。

議 長

確認担当委員より報告があったが、質問等ないか諮ったところ。

—— 異議なしの声多数 ——

議 長

異議なしの声多数であるため採決する旨を宣し、本案件について異議ないか諮ったところ。

—— 全員異議なしの声あり ——

議 長

異議ないものと認め、議案第1号農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する処分については、原案のとおり可決決定された旨を宣した。

議 長

4番小針一男農業委員の除斥を解除する旨を宣した。

—— 暫 時 休 議 ——

議 長

再開する旨を宣し、4番小針一男農業委員に対し、議案第1号については、原案のとおり可決決定された旨を告知した。

議 長

続いて、議案第2号農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見の決定について上程し、事務局に説明を求めた。

事務局長

議案第2号農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見の決定について議案書に従い朗読説明した。

議 長

議案第2号受付番号第3号について、確認担当委員に報告を求めた。

1番水野谷貴志推進委員

議案第2号受付番号第3号につきまして、6月11日に譲渡人・●●●●さん、譲受人・●●●●さんの申請代理の行政書士・●●●●さんに電話にて確認したところ、申請内容のとおり間違いございませんでした。また、現地についても、同日に工事業者である●●●●さんに直接お会いして確認し、周辺の農地に影響は無いものと思われます。以上、報告終わります。

議 長

引き続き農業委員からも報告を求めた。

事務局

大木農業委員が欠席のため、代理で報告させていただきます。

議案第2号受付番号第3号につきまして、只今水野谷推進員さんより報告があった内容については間違いございません。

また、水野谷推進委員さんと同様、現地についても6月11日に確認し、周辺の農地に影響は無いものと思われます。以上、報告終わります。

議 長

確認担当委員より報告があったが、質問等ないか諮ったところ。

——— 異議なしの声多数 ———

議 長

異議なしの声多数であるため採決する旨を宣し、本案件について異議ないか諮ったところ。

——— 全員異議なしの声あり ———

議 長

異議ないものと認め、議案第2号農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見の決定については、原案のとおり可決決定された旨を宣した。

議 長

続いて、議案第3号農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見の決定について上程し、事務局に説明を求めた。

事務局長

議案第3号農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見の決定について議案書に従い朗読説明した。

議 長

議案第3号受付番号第4号について、確認担当委員に報告を求めた。

1 番水野谷貴志推進委員

議案第3号受付番号第4号につきまして、6月11日に譲渡人・●●●●さん、譲受人・●●●●さんの申請代理の行政書士・●●●●さんに電話にて確認したところ、申請内容のとおり間違いございませんでした。また、現地についても、同日に工事業者である●●●●さんに直接お会いして確認し、周辺の農地に影響は無いものと思われます。以上、報告終わります。

議 長

引き続き農業委員からも報告を求めた。

事務局

大木農業委員が欠席のため、代理で報告させていただきます。

議案第3号受付番号第4号につきまして、只今水野谷推進員さんより報告があった内容については間違いございません。

また、水野谷推進委員さんと同様、現地についても6月11日に確認し、周辺の農地に影響は無いものと思われます。以上、報告終わります。

議 長

確認担当委員より報告があったが、質問等ないか諮ったところ。

——— 異議なしの声多数 ———

議 長

異議なしの声多数であるため採決する旨を宣し、本案件について異議ないか諮ったところ。

——— 全員異議なしの声あり ———

議 長

異議ないものと認め、議案第3号農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見の決定については、原案のとおり可決決定された旨を宣した。

議 長

以上をもって全議案審議終了の旨を宣した。

事務局

その他に入る旨を宣した。

一点目 次回の農業委員会総会は、7月16日（水）に役場2階会議室で行う。

二点目 全国農業新聞の購読料引き落とし日について

三点目 総会開催時における村民駐車場の利用について

四点目 タブレット端末操作練習を実施

事務局長

以上をもって、閉会する旨を宣した。

閉 会 の 日 時
令和7年6月16日 午後2時30分